

向山小学校 PTA 会員の皆様

向山小学校 PTA
会長 三代川 雅信

PTA 団体傷害保険加入のお知らせ

風薫る季節となりましたが、皆様益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、すでに承認されております P T A 団体傷害保険加入について下記のとおりご報告致します。
この保険は令和5年度 P T A 活動に安心して参加できるよう、不慮の事故に対する備えとして加入するものです。

記

◆ 加入について

- (1) PTA 会員全員加入
(教職員は除く。また中途転入者は自動的に加入。)
- (2) 掛け金：1 世帯 55 円 (令和5年4月23日～令和6年4月23日) 掛け金は令和5年度 PTA 保険費の中から支払われる。

◆ 給付について

- (1) すべての PTA 主催及び共催行事での傷害
《行事例》学級活動・運動会・バザー・有価物回収・総会・登校指導・PTA バレーボールなど
- (2) 行事開催場所への往復中の事故
(但し、日本体育学校健康センターから保険金が支払われた場合は PTA 団体傷害保険からは支払われない。)

◆ 支払い対象について

PTA 会員・・・原則として子どもと同居の親族
(教職員は、職員保険に入っているので加入しない。)
★ 活動中の怪我は、大小にかかわらず各クラスの学年委員までご連絡下さい。

◆ 保険金の内容

- ◎ 死亡事故・・・事故の日から、180 日以内にその傷害がもとで死亡したとき。
- ◎ 後遺傷害保険金・・・事故の日から、180 日以内にその傷害がもとで後遺傷害が生じた時はその程度に応じて金額の 3%～100%を支払います。
- ◎ 入院保険金・・・傷害を被り、医師の指示に基づき入院された場合、入院日数分の入院保険金が支払われます。(180 日限度)
- ◎ 通院保険金・・・傷害を被り、入院によらないで医師の治療を受けた場合、平常の生活、もしくは業務ができるまでの通院日数分の通院保険金が支払われます。(180 日以内 90 日限度)

死亡・後遺障害保険金	100 万円
入院保険金	日額 1,500 円
通院保険金	日額 1,000 円

以上